

## IC キャッシュカード特約

### 第1条 (特約の適用範囲)

- 1 この特約は、当金庫が発行する IC チップが付加されたキャッシュカード（以下「IC カード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- 2 この特約は当金庫の各種カード規定が記載されているご利用のしおり（以下「カード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項はカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項はカード規定により取扱うものとします。
- 3 この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカード規定の定義によるものとします。

### 第2条 (IC カードの利用)

IC カードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定の IC カードが利用できる現金自動預金機を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫所定の IC カードが利用できる現金自動支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫所定の IC カードが利用できる自動振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

### 第3条 (IC カードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新の手数料は無料です。ただし、有効なカードからの切替並びに再発行については、当金庫所定の手数料をいただきます。

以上